

令和8年1月9日

四国運輸局

一般旅客自動車運送事業者の行政処分等について

(令和7年12月分)

四国運輸局は、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた、一般旅客自動車運送事業者2者(2営業所)に対して、道路運送法第40条の規定に基づき行政処分等を別紙のとおり行いましたのでお知らせします。

《問い合わせ先》

四国運輸局自動車交通部

自動車監査官 竹藪、福家

電話：087-802-6774

一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

令和7年12月分 四国運輸局自動車交通部

行政処分等の年月日	事業の種類	事業者名称及び営業所名称	管轄運輸支局	行政処分等の内容	行政処分等の詳細
令和7年12月4日	一般貸切 (貸切バス)	株式会社レスパスツアーズ (法人番号5500001026055) 本社営業所	愛媛	・文書警告	別添 ①
令和7年12月17日	一般貸切 (貸切バス)	西讃観光株式会社 (法人番号4470001009972) 本社営業所	香川	・文書警告	別添 ②

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和7年12月4日
事業者の氏名又は名称	株式会社レスバスツアーズ(法人番号5500001026055)(代表者 越智陽一)
事業者の住所	愛媛県東温市見奈良1110番地
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県東温市見奈良1110番地
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和7年10月17日に、新規許可を端緒に監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第1項、第2項、第4項)</p> <p>(2)運行指示書に記載すべき事項が不適切であったこと(運輸規則第28条の2第1項)</p> <p>(3)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項)</p>
当該違反点数	0点
事業者累積違反点数	0点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和7年12月17日
事業者の氏名又は名称	西讃観光株式会社(法人番号4470001009972)(代表者 河田圭一郎)
事業者の住所	香川県観音寺市植田町50-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県観音寺市植田町50番地1号
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和7年11月27日に、監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)運送引受書に記載すべき事項が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)</p>
当該違反点数	0点
事業者累積違反点数	0点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。